

平成30年横瀬町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月25日(月) 午前10時から10時29分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越 聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	逸見雅彦

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第5回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

7番、木崎泰明委員、8番、加藤典男委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件2件でございます。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで、日程第3、議案第8号の審議に入る前に、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時 1分

再 開 午前10時 5分

議 長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第8号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 議案第8号番号1について説明いたします。

議案第8号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます2筆で、台帳地目は畑、現況地目は宅地で、面積は423平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市に在住の方で、譲渡人も同じく秩父市在住の方でございます。申請理由は作業場建築のためで、権利の種類は賃借権の設定となっております。

1枚めくっていただきまして、案内図1で場所についてご説明いたしま

す。この地図の中央に赤色で塗ってある場所がございます。具体的な場所ですが、川西地区の15区集落センターから南東方向に約150メートルのところが今回の申請地になります。この農地について、今回賃借権の設定を行い、作業場の用地に転用したいという申請でございます。

なお、本件におきましては、当該農地の前所有者が、譲受人に以前より貸していたもので、相続に伴い貸していた土地が農地であることが発覚したもので、譲受人が当該農地を今後も作業場用地として使用したいため、始末書を添えて農地転用申請に至ったとのこととあります。

農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第8号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日に補助農業委員の富田委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。許可申請内容は、ただいま事務局の言ったとおりでございます。申請地は地目登記上畑で、現況は宅地で、作業場を建築して作業場及び資材置き場として利用されておりました。農地法の手続を怠り転用してしまったことについて、わびの始末書が当事者2名にて提出されております。許可後も今の作業場、資材置き場として利用したいとの申請です。隣接農地1面ありますが、影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、富田哲夫委員。

富田委員。

富田委員 今回上程されました議案につきまして、去る21日、小河推進委員と現地確認をいたしました。

農地マップ上では白地状態であったために、パトロール等で見過ごしてしまいました。資料に添付されている始末書にもありますが、平成13年ごろから作業場に利用していて、何かのきっかけでもない限り長期にわたり

発見できないという、似たようなケースはほかにもあると思われます。農地を持っている地主さんに広報とか何らかの方法で農地転用の周知ということも必要ではないかと思われます。現地での状況は、周辺に特に被害の影響はないと思われますので、皆様のご審議のほどをよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 質疑に入る前に、事務局の見解をお聞きしたいと思いますが、町田書記、お願いします。

事務局 それでは、質疑に入る前ということで、事務局より説明申し上げます。

今回のようなケースが多々あると思いますけれども、なかなか現況、農地利用状況調査の図面というのが課税の現況地目をもとにして作成をしております。その関係上、どうしても畑の台帳のものと、農地転用してもなかなか地目変更をやらない方も多々ありまして、そういう意味合いもありまして、どちらが多いかといえ、当然農地転用してあって地目変更していないという方がすごく多くて、逆に言いますと、このようなケースの場合が少ないということでございますので、事務局としては現況地目をもとにしたもので作成をしているところでございます。

今回のようなケースになりますと、なかなかここが農地だったのかなんで、委員の皆さんに大変ご迷惑とご心配をおかけするわけなのですけれども、なかなか税務会計課の関係ですと、以前からこの農業委員会では税務会計課に農地法で台帳の閲覧はできるようになっております。そこで調査や書類の閲覧とか調査権も持っておりますが、今まで農地の課税から宅地にする課税変更が今問題になっているわけでございますけれども、この課税変更は毎年やっているわけです。今までうちのほうも調査しなかったのもよくなかったのかもしれないけれども、課税変更されたものを毎年調査を農業委員会でしていれば、その分が今年度課税変更になったということで、もう完全なる違反転用になりますので、そうしていけばこのような件数も少なくなってくると思われます。

そういうことで、事務局としては課税変更については来年から農地法に基づきました調査をしたいと考えております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

9番。

岸岡委員 今休憩時間等でいろいろお話は聞かせてもらいましたので、余り深くは聞く必要はないのですけれども、私もかねてからこの白地の問題はいろいろ提起はしてきたつもりですけれども、なかなか進まないというお話で、今事務局がおっしゃったように、課税変更のあった物件については調査をするというお話ですので、私は大いに賛成ですので、ぜひ実施をお願いしたいと。強いて言えば、まだ今年度も始まったばかりですので、むしろ早急に今年度の状況ですらすぐスタートを切るような動きがあればと思います。来年と言わずことしからでもできないかどうかをご検討願いたいと思います。

それと、もう一点は、この始末書を読みますと、平成13年のころから転用ということですが、申請のきっかけは何だったか。その辺のところを農業委員が現地を見つけて事が起こったのか。あるいはこの須山さん自体が積極的に開いた話なのか。そのあたりの申請のきっかけをちょっと聞かせていただきたいと思います。

以上2点、よろしく願います。

議長 事務局。

事務局 ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目でございます課税変更があった物件について、来年と言わず今年からというお話でございましたが、こちらにつきましては、もとのデータを有しております税務会計課とも協議して進めていきたいと思っております。

続きまして、2番目のどういった理由で今回のこの申請に至ったかということでございますが、こちらにつきましては、始末書の2枚目にも一部書いてございますが、譲渡人の方が前所有者と養子縁組をしております、その際に詳しいどのような資産の云々ということについては、聞き及んでいなかったようなのですが、前所有者が亡くなりまして、今回の相続に至ったときに、ほかの方にこの当該農地を貸してあるということがわかりまして、そして課税が農地の課税ではないということでご相談がありまして、それからお話を伺った上で申請に及んだものでございます。よろしく願います。

議長 9番さん、よろしいですか。了解ですか。

他にございませんか。

〔なし〕

議長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第8号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。
全員賛成でございます。

よって、議案第8号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第8号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第8号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第8号番号2についてご説明いたします。

議案第8号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます1筆で、台帳地目は畑、現況地目も畑で、面積は394平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町に在住の方で、譲渡人も同じく横瀬町在住の方でございます。申請理由は住宅用地で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

1枚めくっていただきまして、案内図2で場所についてご説明いたします。この地図の中央に赤色で塗ってある場所がございます。具体的な場所ですが、中郷11区にあります児童館の道路を挟んで西側のところが今回の申請地になります。この農地について、今回使用貸借権の設定を行い、住宅用地に転用したいという申請でございます。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道の管が埋設されており、500メートル以内に教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第8号番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る23日に補助農業委員、今井委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。許可申請内容は、ただいまの事務局の説明どおりでございます。申請地は、地目登記簿上畑、現況畑、利用状況は管理をしたままの状態でした。接道面の高さまで盛り土して、自己住宅を建築する申請です。排水路もあり、隣接農地はなく、影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の6番、今井委員、お願いします。
今井委員。

今井委員 補助農業委員の今井です。

ただいま小河推進委員さんに説明していただいたとおり、周りは住宅、道路に囲まれておりまして、隣接する農地もございませんので、特に補足することもございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。
質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議長 ないようでございます。質疑を終了いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第8号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。
全員賛成でございます。

よって、議案第8号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。

(午前10時29分)